

広情個審第17号
平成27年3月31日

広島市長 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 大久保 隆志

公文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成25年12月11日付け広消警第365号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第69号関係）

答 申 書

平成25年12月11日付け広消警第365号で諮問のあった事案（諮問第69号で受理）について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

「特別高度救助隊員等研修実施結果（平成24年1月11日・18日（以下「本件対象公文書」という。））」の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が部分開示とした決定を取り消し、開示することが妥当です。

第2 異議申立ての趣旨

平成25年11月26日付け異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）の趣旨は、異議申立人（以下「申立人」という。）が平成25年11月7日付けで行った本件開示請求に対し、実施機関が同月21日付け広消警第342号で行った公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を取り消し、本件対象公文書を開示するよう求めるものです。

第3 申立人の主張の要旨

申立人の異議申立書等での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- 1 本件対象公文書のうち人が写っている写真は、顔、身体、洋服は黒塗りで良いと思うが、1枚全てを黒塗りでなくても良いと思う。
- 2 本件対象公文書のうちアンケートについては、職員がどのような思いで職務を行っているかがわかり、協力できることなどが見えてくることもある。公開されないことで変な懐疑心を与え、信頼をなくしてしまうかもしれない。
- 3 市民が情報開示によって研修を共有し、意見・感想等を知ること、研修がさらに充実したものになっていくと良いと考える。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述等での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- 1 本件対象公文書は、本市が平成24年1月11日（水）及び18日（水）に開催した特別高度救助隊員等を対象とした研修（以下「本件研修」という。）の実施結果を取りまとめたものである。その構成は、「実施結果」、「講義資料」、「アンケート結果」からなる文書である。
- 2 「講義資料」には、福島第一原子力発電所事故の際に福島県内で緊急被曝医療を行った時に撮影した写真が使用されている。このうち被災者を撮影した写真は、当該被災者が被災したことが明らかになるとともに、被曝したとの誤解を招かれてもいけないので、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）第7条第1号の個人情報に該当するとして不開示としたものである。
また、自衛隊機内を撮影した写真については、講師が自衛隊機内の設備状況等を撮影したものであり、軍事機密上影響があるため、条例第7条第3号に該当するとして不開示としたものである。なお、自衛隊が撮影を了承しているか不明である。
- 3 「アンケート結果」については、今後の研修を企画するうえでの参考資料とするため、公開しないことを前提に、受講者から自由な意見を提出させているものである。これが公開されることによって、当初の目的が達成できなくなり、広島市の今後の研修計画の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第3号に該当するとして不開示としたものである。

第5 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

1 「講義資料」の写真について

- (1) 福島第一原子力発電所事故の際に福島県内で緊急被曝医療を行った時に撮影された写真のうち不開示としたものは、住民の緊急避難時のスクリーニングの状況、福島県立医大への搬送や除染の様子及び自衛隊機の内外であることが認められます。

まず、特定個人が写っている写真は、一般的に個人情報と考えることが相当ですが、判別可能な個人の顔が写っている部分は、既に黒塗りされており、個人が識別できない状態になっています。残りの顔部分については、本件研修の際に使用したA4に6枚の写真をコピーしているサイズでの解像度から判断すると、個人識別が困難であることが認められます。その他、スクリーニングや搬送等の状況については、個人識別できないものであれば、これらと同種の情報が既に報道等で公になっていることを踏まえれば、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそ

れがあるとはいえないと考えられます。

- (2) また、自衛隊機の内外の写真については、防衛省のホームページ等で自衛隊の災害対応写真が公開されていることも考慮すると、公にすることにより生じる事務支障が明確でなく、具体性に欠けていることから、上記(1)と同様に本件の写真のコピーの解像度では、条例第7条第3号に規定する事務事業支障情報に該当するとは到底考えにくいものです。
- (3) これらのことから、「講義資料」の写真については、本件の写真のコピーによる開示方法では、不開示とする部分はなく、全部開示することが妥当です。

2 「アンケート結果」について

「アンケート結果」は、本件研修の受講者が記載した今後の研修に対する意見、要望等を取りまとめたものであることが認められます。確かに、アンケートは、今後の研修を企画するうえで、受講者の率直かつ忌憚のない意見等を記載してもらう必要があります。公にしないことを前提に記載してもらっています。しかしながら、「アンケート結果」は、受講者の意見等を取りまとめたものであり、個人を特定できるものでないことから、公にすることにより、受講者の率直かつ忌憚のない意見等の記載が阻害され、今後の研修計画に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないと考えられます。

また、本件研修は、市民の関心の高い福島県の被曝医療や放射線の基礎知識に係る研修であり、当該研修を受講した消防職員の意見等を市民に開示することは、情報公開制度の趣旨から適切であると考えられます。

したがって、「アンケート結果」については、全部開示することが妥当です。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
25. 12. 11	広消警第365号の諮問を受理（諮問第69号で受理）
27. 1. 9 (第1回審査会)	第2部会で審議
27. 2. 9 (第2回審査会)	第2部会で審議
27. 3. 20 (第3回審査会)	第2部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁護士
大久保 憲 章	広島修道大学法科大学院教授
川 本 季 子	広島消費者協会副会長
小 出 和 昌	広島テレビ放送(株)報道制作局長
横 山 信 二 (部会長)	広島大学大学院社会科学研究科教授